

策定年月日	令和7年3月 日
更新年月日	
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	長野市 202011
地域名 (地域内農業集落名)	20 松代町東条、皆神台、松代温泉、豊栄、西条地区 ()

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	255 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	255 ha
② 田の面積	98 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	157 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	48 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	20 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	－ ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	－ ha

(備考)遊休農地面積3ha(うち1号遊休農地3ha、2号遊休農地0ha)
※ ⑤は、長野市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全体において、高齢化が進み、後継者・担い手の確保が困難である。
- ・耕作放棄地が拡大しており、野生鳥獣被害の増加にも影響しているが、復元には多くの手間と経費が必要であるため、農地の集約・集積化の足かせとなっている。
- ・狭小で機械化が図れず、耕作をあきらめる農地が多くあり、営農の継続には基盤整備が必要である。
- ・個々での営農には限界があり、農業だけでは経済的に厳しいことから、営農の継続には効率的で生産性が高く儲かる農業につなげることが重要である。
- ・耕作に対する意識の低下から、ビジネスとして農業を捉える人が少なく、営農の拡大につなげていない。
- ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が必要である。
- ・中山間地の圃場は傾斜地が多く、耕起作業や畦草刈等において作業の危険性が高い。作業に従事する人のほとんどが高齢者ということを考えると、農地を維持していくための大きな課題となっている。
- ・兼業農家にとって会社勤めの定年が70歳近くまで延長されると、休日だけで今の耕作面積を維持することは困難になる。
- ・農業資材、農薬、肥料、農業機械、燃料等の高騰により農業収益は全く釣り合いのとれないものになっている。
- ・農業従事者の高齢化が進む中で、水稻栽培から収益性の高い作物への転換は、あらゆる面で負担増につながることから転換は難しい。
- ・水稻栽培をしている圃場は多いが、気候変動(少雨)や所によっては夏場の用水確保が課題となっている。安定した水源確保が必要である。
- ・水稻栽培では代かき、田植え、稲刈り、脱穀等で複数の機械が必要となるが、各種機械が高額であり更新時の負担が大きいため経営的にも水稻栽培の継続が難しくなる。
- ・水稻栽培においては、自家消費がほとんどで販売に結びついていない。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・豊栄、西条地区(欠区)の狭小・不整形な水田等の農地を、生産性の高い農地にするため基盤整備事業の導入を進めていく。基盤整備後は中心経営体を中心に収益性の高いブドウや野菜などの栽培を行っていく。
・東条地区は、特産のあんずの開花時に毎年あんずまつりを開催するなど、観光と地域おこしを進めている。今後も、あんず栽培が継続・発展できるよう、若手農業者を中心に法人化について検討していく。
・新たな取り組みとして、ヘーゼルナッツの栽培について導入を検討する。
・農作業の効率化を図るため、JA等の協力を得ながらスマート農業の導入を図っていく。
・ブドウ栽培の施設(棚)が残されている農地や後継者のいない農地も多いことから、そのような農地は、現在ブドウ栽培を行っている農業者や新規就農者を募っていく。
・水稻栽培が継続できるよう受託作業の体制を図っていく。
・圃場の法面の畦草刈等危険な作業、負担を軽減するため、専用の機械、防草シート等を導入するため行政からの支援も含め検討・実施する。
・有害鳥獣から農作物を守るため、行政からの支援も含め対応策を図る。また、販売収入につなげるためJAが推奨している食害に遭いにくい農産物(ピーマンなど)について栽培の拡大を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には、中心経営体を中心に実情に応じて担い手を選出するほか、新規就農者の育成や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	5.3 %	将来の目標とする集積率	50 %、35 %
--------	-------	-------------	-----------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

小規模で自給自足の農家が多く集約化は難しい点があるが、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金を活用しながら現状を維持し、可能な限り集団化と集約化を進めていく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

農業委員会による利用状況調査の結果を長野市農業公社と共有し、地域の農地状況を把握することで新規就農者及び規模拡大を目指す既存農業者への農地の貸借等が速やかに行えるようにする。

(3) 基盤整備事業への取組

・農業の生産効率の向上や機械化による農地の集約・集積化を図るため、現在、豊栄地区と西条地区(欠区)の3箇所(計画地は約16ha)において基盤整備事業の導入を進めている。市及び県の担当課と協議しながら営農計画等の検討を行い、事業実施に向けた取り組みを行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、長野市・長野市農業公社及び長野県・長野県農業大学校、JA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

作業の効率化が期待できる作業は、JA等を通じて法人・営農集団への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
○営農意識の改善に関する取組方針…⑩ 生産性の向上と農業収入の増加を図るため、地域に適した作目の選定や適正な管理方法、販路の拡大等に関する検討会の開催や農業専門指導員等による営農指導、有利な補助制度の活用に関する行政の支援など、農業に関する意識を改善し、営農の継続と農業の活性化につながるための取り組みについて検討する。									
○集落営農組織の設立に関する取組方針…⑩ 高齢化や担い手の不足から、営農の継続が困難な農家を支援するとともに、地域の農地利用の一端を担っていくための、集落営農組織の設立に関する取り組みについて検討する。									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度: 令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稻、麦、大豆	6.00 ha	ha	水稻、麦、大豆	10.00 ha	ha		
利用者		ワイン用ブドウ	3.00 ha	ha	ワイン用ブドウ	3.00 ha	ha		
認農		施設(きゅうり)	0.11 ha	ha	施設(きゅうり)	0.24 ha	ha		
利用者		果樹、小菊、野菜	0.38 ha	ha	果樹、小菊、野菜	0.53 ha	ha		
利用者		米、野菜	1.38 ha	ha	米、野菜	1.58 ha	ha		
利用者		水稻	0.22 ha	ha	水稻	1.00 ha	ha		
利用者		米、杏	0.90 ha	ha	米、杏	0.90 ha	ha		
認農		果樹、野菜、水稻	2.03 ha	ha	果樹、野菜、水稻	2.18 ha	ha		
認農		果樹、水稻	2.27 ha	ha	果樹、水稻	2.85 ha	ha		
利用者		水稻、野菜	0.27 ha	ha	水稻、野菜	0.37 ha	ha		
利用者		水稻、野菜	0.13 ha	ha	水稻、野菜	1.00 ha	ha		
認農		きゅうり	0.05 ha	ha	きゅうり	0.35 ha	ha		
利用者		果樹	1.51 ha	ha	りんご、長芋	1.91 ha	ha		
認農		ぶどう	0.24 ha	ha	ぶどう	1.24 ha	ha		
利用者			ha	ha	ブルーベリー、野菜	1.00 ha	ha		
利用者		水稻・野菜	0.97 ha	ha	水稻・野菜	1.00 ha	ha		
利用者			0.00 ha	ha	ハーブ・オリーブ、ブルーベリー、桜、モミジ	1.00 ha	ha		
利用者		ぶどう	0.05 ha	ha	ぶどう	0.25 ha	ha		
認農		水稻	3.00 ha	ha	水稻	5.00 ha	ha		
集		小麦、大豆	12.00 ha	ha	小麦、大豆	20.00 ha	ha		
利用者		水稻、杏、玉葱	0.99 ha	ha	水稻、杏、玉葱	0.99 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	21経営体		35.5 ha	0 ha		56.39 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	JAグリーン長野	営農指導及び経営支援(助成事業)	農産物全般
2	JAグリーン長野	農作業受託者への作業委託の斡旋 ①田植・育苗・収穫・耕運 ②播種・収穫・耕運	①水稲、②麦・大豆
3			
4			
5			
6			
7			
8			

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

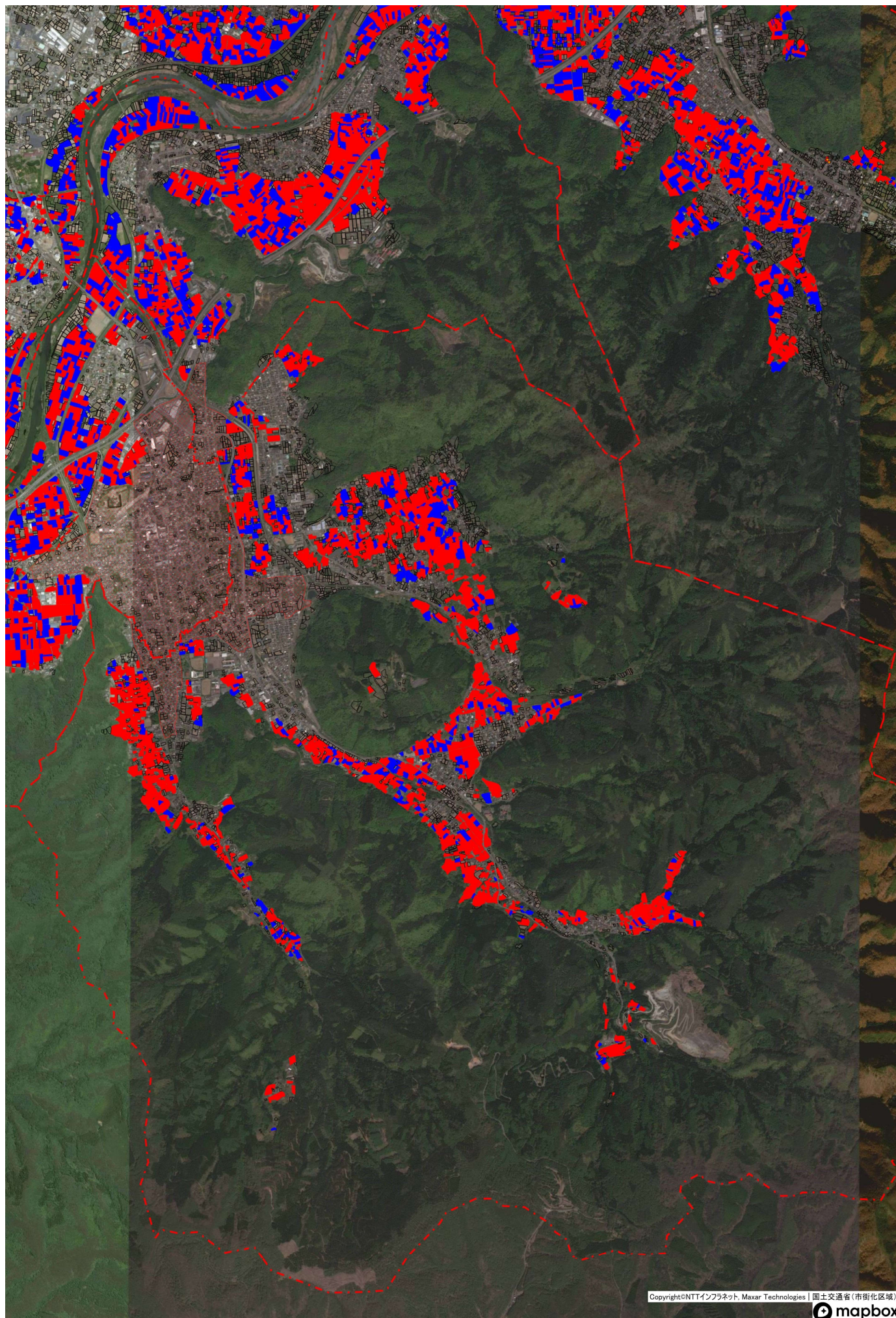
注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。



Copyright©NTTインフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)
mapbox

青：現耕作者が耕作 赤：今後検討等（令和元～2年度実施の人・農地プランアンケートを基本に作成）

※ 話し合い当初の区域から、計画区域を変更しております。（作成時点：令和6年8月）